



---

# 改正外来生物法に基づくヒアリ類への対策概要

---

令和5年5月

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

# 1. 外来生物法改正（令和4年5月18日公布）のねらい・ポイント

## 1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(\*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

## 2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(\*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例  
・個人の販売目的でない飼育  
・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

## 3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

## 2. ヒアリの侵入経路と国民生活等への影響

- ヒアリは、原産地である南米から、船や飛行機に積まれたコンテナや貨物にまぎれ込んで、1940年代頃からアメリカ合衆国やカリブ諸島に次々と侵入
- 2000年代にはオーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾でも発見
- 日本でこれまで発見されたヒアリも、輸入貨物や輸入貨物の入ったコンテナなどに付着することにより、入り込んでいる



### 国民生活と生態系への影響

- 海外ではアレルギー反応による死亡例有（**命に関わる緊急課題**）。
- ヒアリ定着によりお花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ、米国定着地ではサンダルが履けない、年間1400万人が刺されるなど、**国民の生活に多大な影響**。
- 在来のアリ類や節足動物だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食（家畜への被害もあり）。
- 海外でのヒアリ防除対策費と被害額は膨大。
  - ・ **米国：対策費7800億円/年 被害額6000-7000億円/年**
  - ※“ヒアリが広く定着した国や地域で駆除に成功したところはない”  
根絶はNZのみ。**初期防除が重要**。

### 3. ヒアリの危機的状況

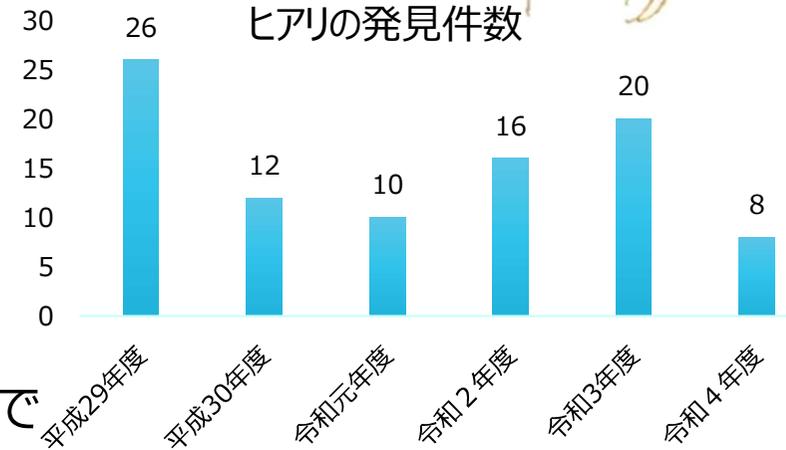
- ヒアリ対策については、4年連続で大規模な集団の確認事案が続いており、対策の強化が必要（「**定着しそうなギリギリの段階**」と有識者からも警鐘）

#### ヒアリの危機的状況

- 平成29年6月に国内で初確認されて以降、18都道府県で**92事例**が報告（令和5年4月末時点）

#### 【4年連続で港湾において大規模な集団を確認】

- 令和元年10月 東京港青海ふ頭の**コンテナヤード内**で多数の女王アリ発見
- 令和2年9月 名古屋港飛島ふ頭の**民間事業敷地内**で多数の女王アリ発見
- 令和3年9月 大阪港咲洲で複数の女王アリと働きアリ1000体以上発見
- 令和4年10月 広島県福山港で陸揚げされたコンテナ内で複数の女王アリと働きアリ70,000体以上発見



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ  
体長約2.5~6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ  
体長約7~8mm

# 4. 改正によるヒアリ対策の強化（令和5年4月1日施行）

## 「要緊急対処特定外来生物」の категорияの新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める。

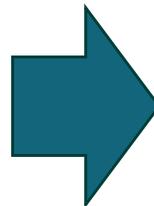
## 「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる。 ※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる。

### 改正前

- **通関後の物品等**に対して、**検査、消毒廃棄命令等**ができない
- 専門家による特定外来生物の**特定（同定）作業中**は、**任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり**
- **事業者との連携**にかかる**根拠規定がない**



### 改正後

- **通関後の物品、施設や土地**に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに**検査、消毒廃棄命令等が可能**
- ヒアか否か**専門家**が**特定（同定）作業中**も**物品等の移動停止をさせる**ことが可能
- 国が**対処指針**を定めることを**法定化**し、**事業者との連携を強化**

# 5. 消毒又は廃棄の基準

○改正外来生物法に基づき環境大臣が、要緊急対処特定外来生物等が付着又は混入している物品等、土地又は施設を事業者に対して消毒や廃棄を命令する際の基準について令和5年5月31日に公布・施行

対象物	消毒基準の概要
輸入品等 (植物検疫対象物に限る)	植物防疫法第9条第1項に基づく消毒に係る基準（以下「植防基準」という。）と同様の消毒基準により消毒を行う。
輸入の段階で植物検疫対象物となる物品等で通関した後に消毒の必要が生じたもの	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準と同様の消毒基準又はワンプッシュ式エアゾール剤により消毒を行う。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認めた際には、再度消毒を行う。
植物検疫対象物以外の物品等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準の最も厳しい基準と同様の消毒基準又はワンプッシュ式エアゾール剤により消毒を行う。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認めた際には、再度消毒を行う。
土地	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ベイト剤（IGR及びフィプロニル製剤）により消毒を行う。
施設等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒を行う。

## 廃棄基準の概要

消毒により要緊急対処特定外来生物を取り除くことが困難な場合に、当該要緊急対処特定外来生物の付着し、又は混入している物品等又は施設を廃棄。

※アリ科の特定外来生物についても、輸入品とそれらがおかれていた土地、施設について消毒及び廃棄の基準を策定。

# (参考) 外来生物法の概要 (令和4年改正後)

## 法律の目的

- 特定外来生物による**生態系**、**人の生命・身体**、**農林水産業**に係る被害の防止

## 法律の概要

**特定外来生物被害防止基本方針** (基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

### 特定外来生物

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬 (飼養等) の禁止

(大臣の許可が必要)

- ・ 許可者以外は**輸入禁止**
- ・ 許可者以外への**譲渡禁止**
- ・ 野外への**放出等の禁止**

(大臣の許可が必要)

条件付特定外来生物 (アカミミガメ、アメリカザリガニを予定。)  
販売・頒布等目的の飼養等  
販売・頒布等目的の譲渡し等  
輸入、放出等 のみ禁止

- ・ 国、都道府県(共同実施の市区町村含む)は**公示して防除を実施**
- ・ 市町村、民間等は国の**確認、認定**を受けて防除

### 要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・ 付着等の疑いのある**物品や土地等の検査**
- ・ 付着等している物品等の**移動制限、禁止命令**
- ・ 事業者がとるべき措置の**対処指針の策定**

### 未判定外来生物

- ・ 輸入者に届出義務
- ・ 判定が終わるまでの**一定の期間、輸入を制限**

### 指定されない生物

規制なし  
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に**種類別証明書の添付**が必要

判定

### その他：

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の**責務**
- ・ 生息調査のための**立入調査**
- ・ 許可者への**報告徴収及び立入検査**
- ・ **情報収集、国際協力、普及啓発等の規定**

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している**輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令**